

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆特にありません

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容	
3	4	金	厚生委員会	13:30 ~ 14:30 於:事務局会議室
3	11	金	総務委員会	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室
3	15	火	経営セミナー	14:00 ~ 15:20 於:ソラリア西鉄ホテル
3	23	水	正副会長会	14:00 ~ 14:50 於:福岡ガーデンパレス
3	23	水	理事会	15:00 ~ 16:00 於:福岡ガーデンパレス
3	25	金	決算事務説明会	14:00 ~ 16:30 於:福岡ガーデンパレス
4	8	金	新社会人セミナー	9:30 ~ 16:00 於:天神ビル

## ●支部の行事

特にありません

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
3	9	水	役員会	11:00 ~ 12:00 於:福新楼

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
未定			役員会	~ 於:未定



## (I) 税務カレンダー

- 3月10日 ●源泉所得税の納付
- 3月15日 ●所得税の確定申告
- 所得税確定損失申告書の提出
  - 贈与税の申告
  - 所得税の総収入金額報告書の提出
  - 確定申告税額の延納の届出書の提出
  - 個人の青色申告の承認申請
  - 個人の道府県民税・市町村民税・事業税の申告
  - 国外財産調書の提出
- 3月31日 ●1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
  - 個人事業者の前年分消費税・地方消費税の確定申告

## (II) 知らないで損する税情報

### 自己株式 (1)

税 理 士 堤 一 博

「自己株式」の取得や消却は、上場企業では、よく行われていますが、近年、中小企業でも行われるケースが増えていきます。今回は、この「自己株式」について、説明します。

そもそも「自己株式」とは、会社法第113条第4項に「自己株式(株式会社が有する自己の株式をいう。)」と規定されています。つまり、株式を発行した株式会社が、株式発行後に、その株式を保有する株主から買い戻して保有することです。

2001年(平成13年)の商法改正までは、自己株式(金庫株あるいは社内株とも呼ばれます。)の取得、保有、処分については原則禁止とされていました。これは、資本金や資本準備金を財源とした自己株式の取得は、①株主への出資の払戻しと同様の効果があり、資本の維持を害して、債権者に不利益を与える、②その取得価格の設定によっては、株主平等の原則に反する、③特定の者による会社支配の道具と使われる、④株価の操作やインサイダー取引に利用され、投資家に不利益を与える等々が懸念されることが理由でした。しかし、①株式が大量に放出された際に自己株式を取得して敵対的買収に備えることができる、②自己株式の消却で株式数を減らして株価を引き上げることができる、③合併や会社分割の企業再編成に際して、自己株式を割り当てれば、所要資金負担を抑制できる、④従業員持株制度の整備に用いることができる等のメリットがあり、経済界からの強い要望で、一定の規制のもとに、原則的に自由化されました。

上記のような弊害防止のため、会社法第155条には、右表のように自己株式の取得できる場合を規定しています。特に、③「株主総会決議等による取得」によれば、株式会社なら、上場企業から中小同族会社まで、株主総会(または臨時株主総会)の決議(または特別決議)で、その取得の目的を問わず、財源規制の範囲内であれば、自己株式の取得が可能となっています。

この分配可能額(財源規制)は、簡単に言うと、下記の算式で計算できます。

**分配可能額=貸借対照表に記載された剰余金の額(その他資本剰余金の額+その他利益剰余金の額)-自己株式の帳簿価額**

株式会社は、株主総会の決議によって剰余金の配当を行うことができます(会社法第453条)が、その配当額は、配当効力発生日における分配可能額(財源規制:会社法第461条2項)を超えることはできません。この他に、株式会社の純資産額が300万円を下回っている場合(純資産額制限:会社法第458条)にも配当はできませんし、当然ながら、株式会社が自己株式を保有している場合、当該株式会社自身に対して剰余金の配当をすることはできませんので、ご注意ください。

自己株式の取得については、税務上の特異な処理があり、注意が必要です。

会社法第155条
①取得条項付株式の取得
②譲渡制限株式の取得
③株主総会決議等による取得
④取得請求権付株式の取得
⑤全部取得条項付種類株式の取得
⑥株式相続人等への売渡請求に基づく取得
⑦単位未満株式の買取
⑧所在不明株主の株式の取得
⑨端数処理手続による買取
⑩他の会社の事業の全部を譲り受ける場合
⑪合併消滅する会社からの株式の継承
⑫吸収分割をする会社からの株式の継承
⑬法務省令で定める場合



会計では、株式会社が自己の株式を株主から購入する処理となりますから、下記のような仕訳となります。

【借方】		【貸方】	
自己株式	×××	現預金	×××

株式会社にとっては、発行済み株式数が直ちに減少する訳ではありませんので、株式を売却した株主にとっては、資本の払戻しを受けたことと同様に取り扱われることとなり、決算書では、「自己株式」は、貸借対照表の純資産の部の株主資本の控除(マイナス)項目として表記されます。

税務でも、株式発行会社が、株主から譲渡契約により株式を買い取ることでありますから、原則的には、株式の譲渡です。したがって、申告分離課税が適用されますので、他の所得と区分し、その譲渡益に対して税金が課されますが、自己株式の取得、つまり、発行法人に対する株式の譲渡の場合は、代金の一部に会社が留保している利益を含まれて支払われることになる点に着目し、会社の留保利益を株主へ交付すること=剰余金の配当と同じ性質と考え、「みなし配当」として配当所得に該当します。つまり、税法では、株主から買い取った金額を、「資本金等の額」と「利益積立金」から構成されているものと考えます。

法人税法では、右記の法人税法 第24条第1項(配当等の額とみなす金額)のように、**資本金等の額**(決算書では、「資本金」と「資本剰余金」の合計額)を**発行済み株式総数**で除して**1株当たりの金額**を算出するものとしています。この金額に株式発行会社が取得した株数を乗じて計算した金額が、「**株式に対応する部分の金額**」です。株主に交付する金額のうち、この「**株式に対応する金額**」を超える部分の金額が、法人税上、「利益積立金」を取り崩した物(=「配当」)とみなすこととしています。企業会計と税法の資本の部のイメージは、次頁のとおりですので、参考としてください。因みに、出典は、税務大学の講本です。

法人税法 第24条第1項(配当等の額とみなす金額)  
 法人の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の**資本金等の額**又は連結個別資本金等の額のうち**その交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額**を超えるときは、この法律の規定の適用については、**その超える部分の金額**は、第二十三条第一項第一号又は第二号(受取配当等の**益金不算入**)に掲げる金額とみなす。

税法上の貸借対照表(イメージ)

資 産	負 債	
	資本金 等の額	資本金の額
		資本金の額以外
利益積立金額		

【参考】 企業会計上の貸借対照表

資 産	負 債	
	資本金 資本剰余金	利益剰余金
		利益剰余金

さて、「みなし配当」の計算式は、下記のとおりです。

$$\text{株式に対応する部分の金額} = \frac{\text{自己株式取得法人の直前の資本金等の額}}{\text{直前の発行済株式の総数}} \times \text{自己株式取引に係る株式の数}$$

**みなし配当の額** = 株主に交付した金額 - 株式に対応する部分の金額

この「みなし配当」については、通常の未上場株式の配当と同様に、買主である株式発行会社(取得者)から売主である株主への支払時に、20.42%の税率による源泉徴収(所得税20%、復興特別所得税0.42%)が必要です。

売主が個人の場合には、原則として確定申告の対象になり、給与所得や事業所得など他の所得と合算して税金を計算することになります(総合課税)。源泉徴収された所得税は、確定申告での所得税額控除の対象となり、配当控除を受けることができます。また、次の金額以下である場合には、確定申告をしなくてもよくなります(確定申告不要制度)。

**10万円 × 配当計算期間の月数 ÷ 12ヶ月**

年1回の配当の場合は10万円、年2回(中間配当と年度配当)の場合は5万円です。配当計算期間が1年を超える場合は、12ヶ月として計算します。配当計算期間に1ヶ月未満の端数がある場合は、1ヶ月として計算します。1回に支払を受けるべき配当ごとに選択できますので、上記に当てはまる場合であっても確定申告しても構いません。ただし、確定申告不要制度を選択した配当に係る源泉徴収税額は、所得税額から差し引くことはできません。さらに、地方税である住民税ですが、少額の未上場株式の配当についての申告不要制度がありませんので、住民税については、未上場株式の配当を受け取った場合に申告をする必要があるので注意してください。

ここで、少しコメントしておきますが、基本的には総合課税ですので、みなし配当とされる金額に超過累進税率を乗じて計算した税金が課されることとなりますので、自己株式取引の場合には、申告分離である譲渡所得よりも高い税金となりますので、この点にも注意が必要です。

売主が法人である場合には、当然に受取配当として益金に算入されます。また、下記の株式の区分ごとに益金不算入制度の適用があり、法人税法第23条第8項に基づき、益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類を提出する必要がありますが、この書類に記載されている金額が、益金不算入とされる金額の限度となります。(法人税申告書別表8(1))



区分	完全子法人株式等	関連法人株式等	その他の株式等	非支配目的株式等
保有割合	100%	33.3%超100%未満	5%超33.3%以下	5%以下
益金不算入額	受取配当全額	受取配当の全額から負債利子を差し引いた金額(総資産按分法・簡便法のいずれかにより計算)	受取配当の50%	受取配当の20% ※短期保有株式等については対象外
保有要件	受取配当等の額の計算期間(1年超の場合は基準日までの1年間)	受取配当等の支払い基準日まで、6ヶ月以上	受取配当等の額の支払いにかかる基準日に保有	

今回は、相続により取得した自己株式についての特例を説明します。これは、事業承継の局面で活用されているテーマです。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日	(曜)	時間	主催	行事	会場	
2022	3	15	(火)	14:00～15:20	本部	経営セミナー(2月号に案内同封済み)	ソラリア西鉄ホテル	
		23	(水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス	
		23	(水)	15:00～16:00	本部	理事会	福岡ガーデンパレス	
		25	(金)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会(2月号に案内同封済み)	福岡ガーデンパレス	
	4	8	(金)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー(2月号に案内同封済み)	天神ビル	
		20	(水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	西鉄グランドホテル	
		20	(水)	15:00～16:00	本部	理事会	西鉄グランドホテル	
	5							
	6				10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級) 企画調整中	サンセルコビル
					10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級) 企画調整中	サンセルコビル
					本部	リスクマネジメントセミナー 企画調整中		

※日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。